

○箱根町通学路安全推進会議設置要綱

(目的)

第1条 児童・生徒が安心して通学できるよう、通学路の安全対策を推進し、登下校時の安全確保に向けた取組を行うため、箱根町通学路安全推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 箱根町通学路交通安全プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 関係機関及び関係団体との連携調整及び情報交換を行うこと。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる機関や小・中学校の代表者又は代表者から委任を受けた者(以下「委員」という。)で組織する。

2 推進会議に、会長及び副会長を置く。

3 会長は、箱根町教育委員会学校教育課長を、副会長は箱根町環境整備部都市整備課長及び箱根町総務部町民課長をもって充てる。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員等は、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は会長が別に定め

る。

附 則

この要綱は、平成26年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

箱根町教育委員会学校教育課、箱根町環境整備部都市整備課、箱根町総務部町民課、神奈川県西土木事務所小田原土木センター、小田原警察署、箱根町立湯本小学校、箱根町立箱根の森小学校、箱根町立仙石原小学校、箱根町立箱根中学校
